

「ふくいの逸品創造ファンド事業」 助成金の公募期間を延長いたします

(公財) ふくい産業支援センターでは、県内の特色ある産業資源を活用し、顧客ニーズを的確につかんだ新商品・新サービスの開発および販路開拓の取組を資金面で支援するため、(独) 中小企業基盤整備機構、県内金融機関と県が造成した「ふくいの逸品創造ファンド」の運用益を活用した助成事業を実施しています。

このたび、当事業の令和7年度の公募期間を延長することになりましたので、お知らせいたします。

※県が、県政記者クラブにおいても同様に発表しています。

【募集期間 変更前】 令和7年8月22日(金) ～ 9月30日(火)

【募集期間 変更後】 令和7年8月22日(金) ～ 10月31日(金)

助成対象事業 助成率 助成金額	県内の特色ある産業資源を活用した2つの事業です。 ①新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業(2年以内) 助成対象経費は、新商品開発事業費および販路開拓事業費 ・小規模企業者：2／3以内、200万円上限 ・中小企業者：1／2以内、200万円上限 ※ただし販路開拓事業費は100万円上限とする。 ②直近3年以内に開発した商品や開始したサービスの販路開拓事業(1年以内) 助成対象経費は、販路開拓事業費 ・小規模企業者：2／3以内、100万円上限 ・中小企業者：1／2以内、100万円上限
対象者	県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者 ① 中小企業者および小規模企業者（「みなし大企業」は除きます） ② 有限責任事業組合 ③ 農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合法人 ④ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会 ⑤ 森林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会 ⑥ 特定非営利活動法人 ※本年度に県産業労働部関係補助金等を受けた者もしくは受ける予定の者は除く。 ※過去に当事業による助成を受けた者は、事業終了後2年間は受けられません。 ※「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。（個人事業者は除く）。
県内の特色ある産業資源とは ◎農林水産物 102件（越前水仙、にんにく、メロン、ふくいポーク、甘えびなど） ◎鉱工業品 84件（ごまどうふ、日本酒、眼鏡、細幅織物、若狭塗箸、越前焼など） ◎観光資源 158件（永平寺、あわら温泉、一乗谷朝倉氏遺跡、東尋坊など） その他、地元で相当程度認識されている特産物や観光名所などをみなすこともできます。	

※詳細につきましては、当センターホームページ(<https://www.fisc.jp>)の新着情報をご覧ください。

■本件に関する問い合わせ先■

(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部 担当:山内
電話：0776-67-7406 / E-mail: i-fund@fisc.jp